

糸満市人材育成奨学生 募集

進学意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給与します。

資格条件

- ① 糸満市に5年以上引き続き住所を有する者（糸満市に5年以上住所を有していた人で、就学のため市外に住所を変更した者を含む）、または糸満市に本籍を有する者
- ② 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学している者
- ③ 学業成績および素行が優秀で、かつ心身共に健康である人で、学校長の推薦がある者
- ④ 他から奨学資金の貸給与を受けていない者
- ※ 他の奨学金制度と併願はできますが、併用はできません。ただし入学準備金については、他奨学金制度（入学準備金に類するものは除く）と併願・併用が可能です。

金額 および 募集人員

■ 貸与額（無利息）

高等専門学校（4、5年次および専攻科）、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する者

県内	月額2万円	若干名
県外	月額4万円	若干名
国外	月額4万円	若干名

■ 給与額

高等学校または高等専門学校（1～3年次）に在学する者

月額5万円	若干名
-------	-----

高等専門学校（4、5年次および専攻科）、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する者

月額1万円	若干名
-------	-----

■ 入学準備金（貸与・無利息）

短期大学、大学、大学院または専修学校に入学する者

上限24万円	若干名
--------	-----

受付期間

令和4年3月1日（火）～3月31日（木）

受付・問い合わせ

糸満市教育委員会総務課
☎ 840-8160詳しくは、
お問い合わせください

令和4年度 南部振興会奨学生（貸与）募集

| 募集定員 | 1名 … 糸満市人材育成奨学生に申請した者の中から1名を推薦

| 資格条件 | ① 南部振興会構成市町村に引き続き1年以上、本籍と住所を有する者
② 学校教育法に定める大学（大学院および短期大学を含む）および、高等専門学校ならびに専修学校の専門課程に在学している者
③ 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって経済上の支障で学業を続けることが困難と認められる者
④ 他の奨学金の貸与を受けていない者

貸与額	県内大学	月額4万円
	県外大学	月額5万円

奨学生に採用した時から、大学の最短修業年限の終期まで ※貸与額に利息は付きません。

| 受付期間 | 令和4年3月1日（火）～3月31日（木）

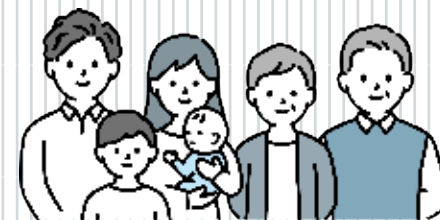
| 受付
問い合わせ | 糸満市教育委員会総務課
☎ 840-8160

奨学金の償還

- (1) 償還開始：貸与期間が終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後から開始する。
- (2) 償還方法：貸与を受けた全額を10年以内に月賦または半年賦とし、指定金融機関の預金口座から自動振替により無利息で返還する。

償還金の免除（免除申請書の提出が必要）

奨学金の貸与を受けた者が、卒業後1年以内（特別の事情がある場合は2年以内）に推薦市町村内に就職と住所を有し、5年を経過した時は、申請により償還金の2分の1に相当する額の償還を免除する。

住民税非課税世帯に対する
臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、すみやかに生活および暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して**1世帯あたり10万円**が一括して支給されます。支給対象世帯は以下のとおりです。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。詳しくは、広報いとまん2月号の折り込みチラシを見るか、糸満市のホームページ、糸満市コールセンターまで問い合わせてください。

支給対象世帯

① 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で糸満市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯も含まれます）。

対象となる世帯には、令和4年2月25日に「確認書」を送付しています。内容を確認の上、**令和4年5月31日までに返送**してください。**確認書を返送しないと受給できません**。ご注意ください。

〈同一世帯に令和3年度（令和2年分収入）未申告の方がいる場合〉

申請書の提出が
必要です！

■ 同一世帯に令和2年中（令和2年1月1日～12月31日）の収入申告をしていない方がいる場合は、世帯全員が非課税であるかの要件を確認できないため、**確認書は送付されません**。

■ 糸満市から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）」（以下、申請書）を、令和4年3月中旬以降に送付します。**令和3年1月1日時点で住民登録のある市町村へ令和2年分の収入申告を行ったあと**、原則、郵送にて申請書を提出してください。

▶ 糸満市における令和2年分収入申告の受付
〈申請受付期間〉
令和4年4月4日 から 9月30日 まで
〈場所〉
糸満市臨時特別給付金担当窓口（市役所1階）

申告の際は、臨時特別給付金の申請書もあわせて持参してください。なお、この期日前に収入申告および申請の受付は行いませんので、ご注意ください。収入申告におけるお問い合わせは、税務課市民税係（☎840-8128）までご連絡ください。

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

※ ただし、①、②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯の場合は、対象外となります。

糸満市臨時特別給付金担当

糸満市臨時特別給付金
コールセンター

※窓口での相談は予約制です。

☎ 0800-200-8232

受付
時間 8:30～17:00
(土日祝日除く)